

公益財団法人 河合記念奨学財団

給付型奨学金

2026年度 新規奨学生募集のしおり（再募集）

「公益財団法人 河合記念奨学財団」の概要…… 1 ページ

1. 名 称
2. 代表者(理事長)
3. 所 在 地
4. 設立年月日
5. 基 金
6. 目的・事業
7. 奨学生の累計人数

2026年度 奨学生募集要項（再募集）…… 2～4 ページ

I. 奨学生募集要項

1. 奨学生の資格（奨学生に応募できる方）
2. 応募の条件
3. 奨学金について
 - 1) 支給形態
 - 2) 給付期間
 - 3) 給付金額
4. 今年度新規募集人員
5. 奨学生の応募方法
6. 奨学生の決定・通知

II. 奨学生応募要領（願書など提出の手引き）

1. 応募時に提出いただく書類
2. 書類選考後、採用決定後に提出いただく書類
3. 応募書類の期日
4. 書類送付先、照会、連絡先
5. その他

III. 奨学生選考の手順

「個人情報の保護に関する事項」について…… 5 ページ

公益財団法人 河合記念奨学財団 奨学金給付規程… 6・7 ページ

<https://www.kawaijuku.jp/csv/assets/upload/zaidan.pdf>



「公益財団法人 河合記念奨学財団」の概要

1. 名 称 公益財団法人 河合記念奨学財団
2. 代表者(理事長) 河合英樹 (学校法人河合塾 理事長)
3. 所 在 地 名古屋市千種区今池二丁目1番10号
学校法人河合塾 千種校内
4. 設立年月日 1982年(昭和57年)11月24日
5. 基 金 1億円
6. 目的・事業 愛知県内の高等学校に在学する生徒のうち、大学等へ進学をめざす者で、学業・人物ともに優秀で、かつ健康であって学費の支弁が困難と認められる者に対し奨学援助(奨学金の給付)を行い、社会有為の人材育成に寄与することを目的とする。
7. 奨学生の累計人数 1,611名(昭和58年度から令和7年度までの各年度の累計人数)
(910名:令和7年度までの卒業生数)

事務局

〒464-8610

名古屋市千種区今池二丁目1-10

(学)河合塾 人事部(秘書)内
(公財)河合記念奨学財団 事務局

直通電話:052-735-1111

E-mail アドレス:

kawai_syougakuzaidan@kawaijuku.jp

河合記念奨学財団



<https://www.kawaijuku.jp/csv/>

6. 奨学生の決定・通知

応募書類による選考、採用選考面接による選考、および本財団の選考委員会の選考を経て、理事長が最終決定いたします。

その結果は、在学する学校長を経由して奨学生本人に通知いたします。

なお、不採用となった方の応募書類は返却いたします。

※ 奨学生の採用決定は、本財団の選考基準に則り選考委員会が厳正に行いますが、応募者が採用予定者数を大幅に上回った場合には、応募いただきましても不採用とさせていただくこともあります。あらかじめご承知置き願います。

II. 奨学生応募要領（願書など提出の手引き）

1. 応募時に提出いただく書類（本財団指定様式）

次の書類を、期日までに提出してください。

名 称	提出数	備 考
奨学生願書	1	応募するご本人が記入してください。 ※ 個人情報の保護に関する同意書を兼ねています。
奨学生推薦書	1	所定事項は、担任の先生が記入してください。 学校長のご推薦のもと、提出してください。

※「奨学生推薦書」のデータ入力用書式をご希望の場合は、下記 E-mail アドレスまでご連絡ください。折り返し EXCEL ファイルを送信します。

データ書式をご利用の場合も、必ず下記「3. 応募書類の期日」の要領で郵送にてご応募ください。

2. 書類選考後、採用決定後に提出いただく書類

名 称	提出数	備 考
保護者の「所得・課税証明書」 ※市区町村が発行する令和 8 年度（令和 7 年分所得）「市民税・県民税証明書」「市民税・県民税所得課税証明書」「課税証明書」「非課税証明書」など所得金額のわかるもの。	1	提出期日は、書類選考後にご案内します。
奨学金振込口座連絡書 （本財団指定様式） ※採用決定後に高校宛お送りします。	1	奨学金を本人の銀行口座に振り込み送金するのに必要です。提出期日は、採用決定後にご案内します。

3. 応募書類の期日

上記 1 の書類は **6月12日(金) 必着** でお願ひします。
※郵送途中での事故防止のため、**簡易書留、特定記録、レターパック**等を利用してください。

※期日に間に合わない場合は、事務局までご相談ください。

校内切は
6月2日(水)17時です

4. 書類送付先、照会、連絡先

〒464-8610 名古屋千種区今池二丁目1-10

(学) 河合塾 人事部(秘書)内

(公財) 河合記念奨学財団 事務局 宛て

直通電話 052-735-1111

E-mail アドレス: kawai_syougakuzaidan@kawaijuku.jp

5. その他

- 1) 本財団の個人情報の取り扱いについては、別掲『「個人情報の保護に関する事項」について』をご覧ください。奨学生の応募、採用に際しては、この内容に同意いただく必要があります。(願書が同意書を兼ねています。)
- 2) 本財団からの諸連絡は、原則、学校長・ご担当の先生経由で行います。
※ 面接日時の調整については、直接本人や保護者に連絡いたします。
- 3) 3月に「学業成績・生活状況報告書」の記入・報告をお願いいたします。

※ご不明な点は、何なりと財団事務局までお問い合わせください。

III. 奨学生選考の手順

校内み切は、6月2日(水)17時です

1. 応募締切 (6月12日(金))
高校より「奨学生願書」「奨学生推薦書」を財団宛送付
2. 書類選考
3. 高校宛、書類選考合格者への「面接案内」「面接希望日時連絡票」等送付
4. 本人より「面接希望日時連絡票」、保護者の令和8年度「所得・課税証明書」を財団宛送付
5. 面接実施
6. 最終選考
7. 高校宛、採用決定者への「決定通知」「奨学金振込口座連絡書」等送付
8. 本人より「奨学金振込口座連絡書」を財団宛送付
9. 初回 (4月～7月分) 奨学金振込

※応募日に応じて、2～9を随時進めていきます。

※9の初回奨学金は選考スケジュールによっては、4月～8月分になる場合があります。

以上

「個人情報の保護に関する事項」について

公益財団法人 河合記念奨学財団（以下、当財団といいます）では、奨学生への応募時および奨学生として採用後に取得した皆様の個人情報を厳重に取り扱い、適正な個人情報の管理を行います。

1. 個人情報の利用目的

- ①奨学生採用選考にかかる一連の基礎資料とするため
- ②在籍されている高等学校または中等教育学校（以下、在籍校といいます）を経由して行う諸事項の連絡のため
例）採用または不採用の連絡、面談日時調整・連絡など
※面談日時のご連絡は在籍校を経由せず、直接本人または保護者に連絡することがあります。
- ③当財団の管理記録作成のため（名簿の作成、学業・生活状況・進路などの記録の作成）
- ④奨学生継続の適格性判断のため（学校から学業成績、クラブ活動状況、健康状況などを提供していただきます）
- ⑤奨学金の振り込みのため（採用後に振込先をうかがいます）

2. 個人情報提供の任意性

個人情報の提供は任意です。ただし、応募時に提供されない個人情報がある場合、および採用後に在籍校から当財団への個人情報の提供を承諾されない場合は、不採用または資格終了となる場合があります。予めご了承ください。

3. 個人情報の訂正など

個人情報の訂正などを希望される場合は、その旨を当財団までお申し出ください。速やかに必要な手続きをお取りします。

4. 在籍校からの個人情報の取得

奨学生に応募される際および奨学生として採用後に、在籍校から以下の個人情報を取得します。
学業成績、出欠日数、クラブや生徒会などの活動状況、進路志望、進学先、健康状況

5. 個人情報の在籍校への提供

在籍校へ、奨学生としての採用・不採用の通知書面、面接実施案内の配付を依頼するために、書面で個人情報を提供します。提供の際は信書として追跡できる手段で送付します。

6. 個人情報の取り扱いの委託

奨学金の送金などのために、個人情報の取り扱いの一部を当財団以外の法人・事業者へ委託する際は、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、「個人情報の取り扱いに関する契約」を取り交わすとともに、適正な管理および監督を行います。

7. 個人情報管理責任者

公益財団法人 河合記念奨学財団 事務局長

8. 個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ先

公益財団法人 河合記念奨学財団 事務局

〒464-8610 名古屋市千種区今池二丁目1番10号（河合塾千種校内）

電話：052-735-1111 / FAX：052-735-1482 / E-mail：kawai_syougakuzaidan@kawaijuku.jp

（受付時間：9:00～17:00 土日祝日・年末年始は受付を行いません。）

※お問い合わせの際にいただく個人情報は、お問い合わせへの対応のみに利用します。

以上

第1章 総 則

公益財団法人 河合記念奨学財団 定款第4条に基づき、この規程を定める。

(奨学生の資格)

第1条 本財団の奨学生となる者は、愛知県内の高等学校に在学し、学業、人物ともに優秀で、かつ、健康であって、学費の支弁が困難と認められる生徒で、大学等へ進学を志す者でなければならない。

但し、他の団体等から奨学金の給付を受けている者を除く。

(奨学金の給付期間及び金額)

第2条 奨学金を給付する期間は、正規の最短修業年限とする。

2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、次のとおりとする。

月額 10,000円

第2章 奨学生の採用と奨学金の給付

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第3条 奨学生希望者は、本財団あての奨学生願書に、在学学校長の推薦書を添えて、本財団に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第4条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学校長を経て、本人に通知する。

(奨学金の給付)

第5条 奨学金は、毎月一定日に給付するものとし、特別の事情があるときは、2カ月以上を合算して給付することができる。

2 奨学金の給付は、直接本人に送金して行うものとする。

(奨学金受領書の提出)

第6条 奨学金の交付を受けた奨学生は、そのつど、ただちに奨学金受領書を提出しなければならない。ただし、本人名義の銀行口座に送金した者は、奨学金受領書の提出を必要としない。

(学業成績及び生活状況の報告)

第7条 奨学生は、毎年度末学業成績及び生活状況報告書を理事長あて提出しなければならない。

(異動届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- 一 休学、復学、転学又は退学したとき
- 二 停学その他の処分を受けたとき

(奨学金の休止及び停止)

第9条 奨学生が休学し又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止する。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めるときは、奨学金の給付を停止する。

(奨学金の再開)

第10条 前条の規定により奨学金の給付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学
学校長を経て願い出たときには、奨学金の給付を再開することがある。

(奨学金の廃止)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して、奨
学金の給付を廃止する。

- 一 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- 二 学業成績又は操行が不良となったとき
- 三 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- 四 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- 五 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- 六 その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生はいつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第13条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行う
ものとする。

第4章 補 則

(実施細目)

第14条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、設立認可の日から実施する。

附 則

1 この規程は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から実施する。